

熊本県の令和8年熊本地震による被災状況(人材開発統括官関係)

- 本被災地は、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年の大雨に続き、今般の災害によって「四重苦」に見舞われたものであり、被災された方々が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、政府全体として被災者の生活となりわいの再建支援に全力を尽くすこととしている。

【災害救助法適用市町村にある公共職業能力開発施設等】

熊本県立技術短期大学校（菊陽町）

- ・学卒者訓練（精密機械技術科などの5コース）
定員計200名
- ・施設被害：天井空調排出口の亀裂、手洗い水栓の断水、ガラス破損、空調故障及び壁廊下亀裂等
- ・今後の復旧対応：夏休み期間後、一部区画については閉鎖。生徒への影響を考慮し、入館通路を制限して8月26日より訓練を実施する一方、ガラス破損箇所の撤去・養生や天井部材のズレなど安全対策の観点から緊急性の高い修繕や工事等を早急に実施する必要。
（復旧費総額：1億円程度（見込み）、緊急を要する工事から最速で9月中に事業着手し、順次対応の予定）



熊本県立高等技術専門学校（熊本市）

- ・学卒者訓練（自動車車体整備科などの3コース）
定員計115名
- ・一般校における障害者職業訓練
定員計16名
- ・施設被害：外壁にひび割れ、テレビモニター等の備品の破損等
- ・夏休み期間後、8月17日より訓練を実施

被害が出ている主な認定職業訓練校

訓練校A

- ・施設被害：訓練機材破損
- ・当該機材を使用する訓練期間ではないため8月21日より訓練を実施

訓練校B

- ・施設被害：空調設備破損
- ・スケジュールを一部変更して8月5日より訓練を再開

熊本県の令和8年熊本地震による被災状況(人材開発統括官関係)

熊本県立技術短期大学校(菊陽町)

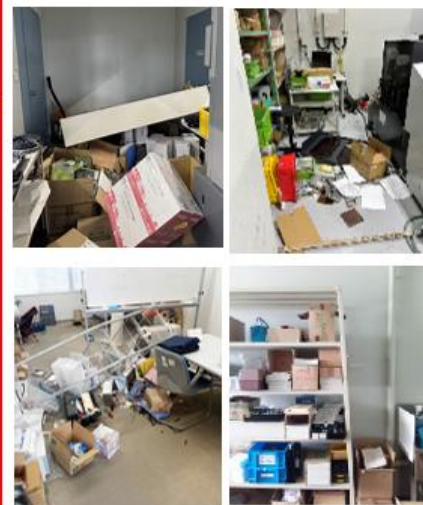
◆実習棟A



◆実習棟B



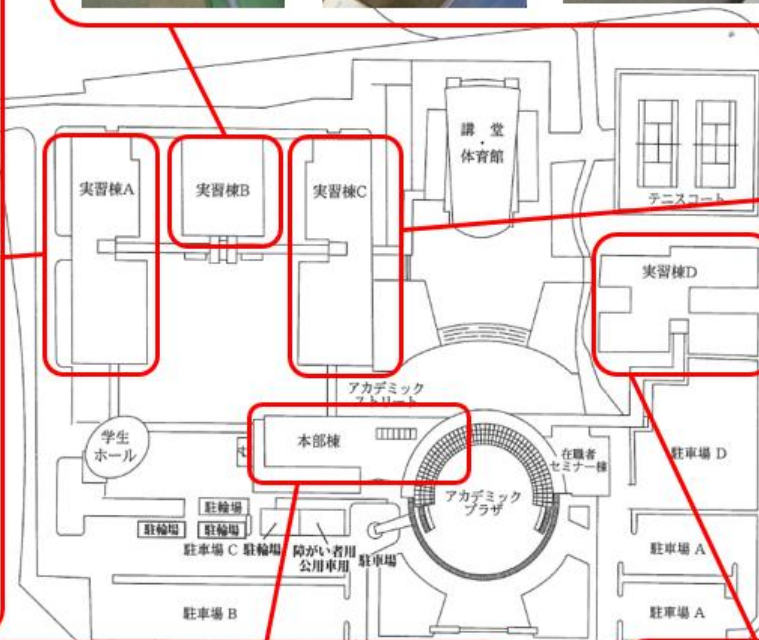
◆実習棟C



◆本部棟



◆実習棟D



熊本県の令和 8 年熊本地震による被災状況(人材開発統括官関係)

熊本県立技術短期大学校（菊陽町）

照明器具落下 (実習棟C)



地面ズレ (体育館前渡り廊下)



天井部材ズレ (体育館)



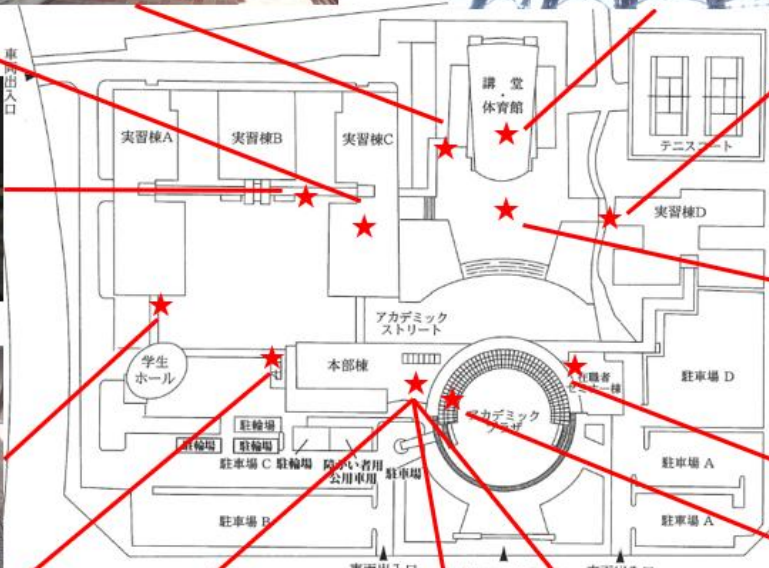
地面亀裂・ズレ（実習棟D出入口）



地面隆起 (1階渡り廊下)



地面ズレ (1階渡り廊下)



地面亀裂・ズレ（体育館前広場）



ガラス破損（在職者セミナー棟出入口）



天井落下 (2階渡り廊下の床裏)



冷却水漏れ（本部棟）



壁面ヒビ (本部棟)



天井部材落下（本部棟）



外壁汚れ（アカデミックプラザ）



【基本方針】

- 被災地は、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年の大雨に続き、今般の災害によって「四重苦」に見舞われた。
- 多くの方々が猛暑の中で厳しい避難生活を余儀なくされている。被災された方々が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」として取りまとめ、予備費等を活用し、機動的・弾力的に手当てする。
- 被災地の声にしっかり耳を傾け、「できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活となりわいの再建支援に全力を尽くす。

【主な緊急対応策】

（１）生活の再建

● 避難生活環境の改善

- ・必要物資の支援(プッシュ型からプル型に移行)
- ・ホテル・旅館等への二次避難を支援
- ・拠点避難所の環境整備と避難者の移送支援

● 住まいの確保

- ・罹災証明書早期交付のための人的支援等
- ・全壊・半壊家屋の解体・撤去への支援
- ・応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理への支援
- ・被災者生活再建支援金の迅速な支給

● 災害廃棄物の処理

- ・仮置場・広域処理に係る調整・支援

● 切れ目のない被災者支援

- ・車中泊等を含む被災者の見守り・相談支援
- ・医療・介護・福祉ニーズへのきめ細かな対応
- ・心のケア ・こどもの居場所確保、学習支援
- ・特定非常災害の指定による権利利益の保全等

● 金融支援等

- ・既往債務の返済条件緩和、債務整理の支援

- ・地方公共団体における様々な財政需要を的確に把握し、適切に地方財政措置

（２）なりわいの再建

● 被災事業者等の支援

- ・施設・設備の復旧に対してなりわい再建支援補助金並みの補助率で支援
- ・災害復旧貸付の金利引下げ、別枠での信用保証による資金繰り支援
- ・既往債務を抱える被災事業者への支援
- ・被災地域の生産機能の回復に向けた支援の検討

● 農林漁業者の支援

- ・共同利用施設等の再建や再編集約・合理化、農業用機械・施設の再取得・修繕を支援
- ・営農再開に向けた支援（種子・種苗の購入等）
- ・農林漁業者に対する資金繰り支援

● 観光関連産業の復興に向けた支援

- ・風評対策のためのプロモーションの実施
- ・宿泊料金等の割引支援策による観光需要の喚起

● 地域の雇用対策等

- ・雇用調整助成金の特例措置

（３）災害復旧等

● 公共土木施設等の迅速な災害復旧

- ・国直轄施設等の迅速な復旧
- ・激甚災害（本激）への指定による、災害復旧事業に対する国庫補助のかさ上げ
 - －公共土木施設(道路、河川等)
 - －農林水産業施設(農地・農業用施設、林道等)
- ・上下水道の早期復旧、井戸の復旧への支援
- ・TEC-FORCE、MAFF-SAT等による人的・技術的支援
- ・八代港の国による管理代行
- ・復旧復興事業に係る中長期的な人的支援

● 公共施設・公益施設等の災害復旧

- ・医療施設、学校施設、庁舎、社会教育施設、文化財、社会福祉施設、交通安全施設、工業用水道、防疫用設備、衛生施設等の災害復旧を支援

● 交通の確保

- ・被災鉄道の早期復旧への支援
- ・被災地における移動手段の確保、交通の円滑化

雇用保険法施行令の一部を改正する政令案の概要

【制度の概要】

都道府県が設置する公共職業能力開発施設（職業能力開発校、職業能力開発短期大学校等）の施設の建替や改修、設備の整備に係る経費等について補助（補助率 $1/2$ ）を実施。

補助対象施設数（R8.4.1現在）：全国 167 施設

（内訳 職業能力開発校 146 施設、職業能力開発短期大学校 14 施設、職業能力開発大学校 1 施設、障害者職業能力開発校 6 施設）

令和6年度実績：離職者訓練 受講者数 5,520人 就職率 82.1%

在職者訓練 受講者数 43,021人

学卒者訓練 受講者数 8,558人 就職率 95.0%

補助の体系

厚生労働省
(都道府県の補助対象経費の $1/2$)

申請

交付

都道府県

【改正内容】

令和8年熊本地震により著しい被害を受けた都道府県立職業能力開発校等の円滑な運営を確保するため、その施設又は設備の災害復旧に要する経費について、国から県への補助率を $1/2$ から $2/3$ に引き上げる特例を定めるもの。

特例の対象

令和8年熊本地震に係る災害救助法が適用された市町村に設置された公共職業能力開発施設^(※)の施設・設備の災害復旧に要する経費。

(※) 熊本県に所在する2施設

国の補助率の引き上げ

	国 → 県
現 行	$1/2$
改正案	$2/3$

【施行日】 公布日

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 制度の概要

(1) 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定したもの（職業能力開発促進法第13条、第24条）。

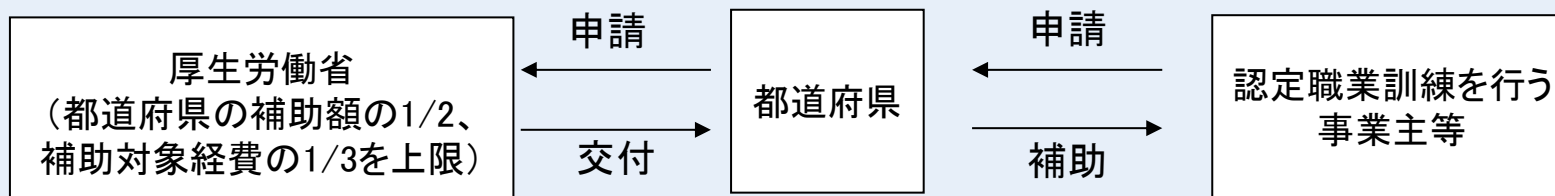
（令和6年度実績：施設数・・・964施設、訓練生数・・・約18万5千人）

(2) 認定職業訓練への補助

認定職業訓練を行う能開法第13条に規定する事業主等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2（補助対象経費の1/3が上限）を補助（運営費、施設費、設備費の3種類）。（雇用保険法施行規則第123条）

補助の体系

（間接補助）



2 特例の内容

- 災害救助法が適用された市町村内の認定職業訓練校の施設及びその設備であって、令和8年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費については、国から県への補助率を引き上げる。

特例の対象

災害救助法適用市町村に所在する認定訓練助成事業費補助金の対象となる事業主等が設置する認定訓練施設・設備の災害復旧に要する経費。

国の負担割合の引上げ

負担割合	国	都道府県	事業主等
現 行	1/3	1/3	1/3
特 例	1/2	1/4	1/4

【施行】 公布日